

令和2年10月28日

各位

理事（研究・評価・医療担当）

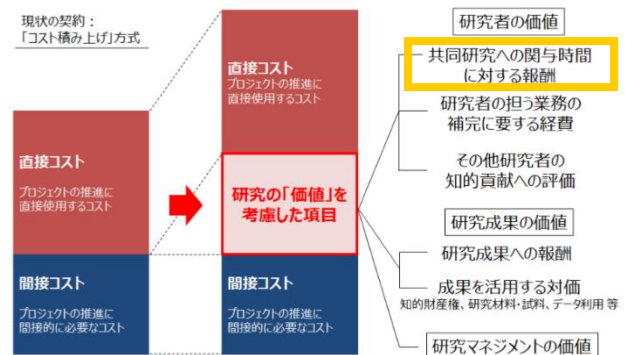
本家 孝一

共同研究における研究担当者の人件費の積算について（お知らせ）

日頃より、本学の教育・研究活動の推進にご尽力いただきありがとうございます。本学では、これまで、地域社会・産業界における研究開発をより一層促進するため、民間企業等との共同研究を推進して参りました。共同研究先である各民間企業等におかれては、直接経費（人件費（研究支援者）、謝金、旅費、設備費、消耗品等の当該研究遂行に直接必要な経費）のほか、間接経費（当該研究遂行で直接経費以外に必要なとなる経費）をご負担いただいております。

一方で、「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）では、『2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とする』との政府目標がだされるとともに、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月、文部科学省及び経済産業省）では、産学連携における費用負担の適正化として、共同研究実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されています。こういった動向を踏まえ、本学では、更なる産学官連携促進のために必要な間接経費を確保すべく、昨年12月に共同研究における間接経費率の改定を行ったところでございます（完全施行は本年4月より）。

また、令和2年6月には前述の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の追補版がだされ、産学官連携における費用負担の適正化として、連携により得られる「価値」への投資も産業界に求めることが新たに提唱されています。これを受け、この度、『共同研究への関与時間に対する報酬』として、共同研究における研究担当者*の人件費の積算が可能となるように共同研究取扱規則を改定することとなりました。共同研究に従事する研究者の研究力は、大学にとって重要な資産であると考えております。研究担当者の共同研究に費やす研究時間を直接経費の人件費として算定させていただくことが可能となる制度の設置は必要不可欠である旨、何卒、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。



「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」P.10より

*研究担当者：本学の教員のうち、共同研究に従事する者をいう。

（高知大学共同研究取扱規則 第2条第1項第5号より）

■改定内容

(1) 共同研究における研究担当者の人件費の積算

改定前：設定なし

改定後：エフォート時間に応じたアワーレートによる算定を可能とする※

※あらかじめ設定した時間単価（アワーレート）に当該共同研究に要する時間数（共同研究先との合意の範囲）を乗じて算出する人件費を直接経費に計上することが可能となる。積算上の時間単価は、教授 6000 円/時、准教授 5000 円/時、講師 5000 円/時、助教 4500 円/時とする（共同研究先との合意の元、基準単価を超えて単価設定を行うことも可能とする）。また、いただいた人件費相当分は、8 割を研究担当者の研究経費（追加配分）または給与（追加支給）に、2 割を教育研究活性化経費等（大学本部管理）に活用させていただく。

(2) 適用対象・時期

【新規契約】 研究開始日が令和 2 年 11 月 1 日以降の新規契約

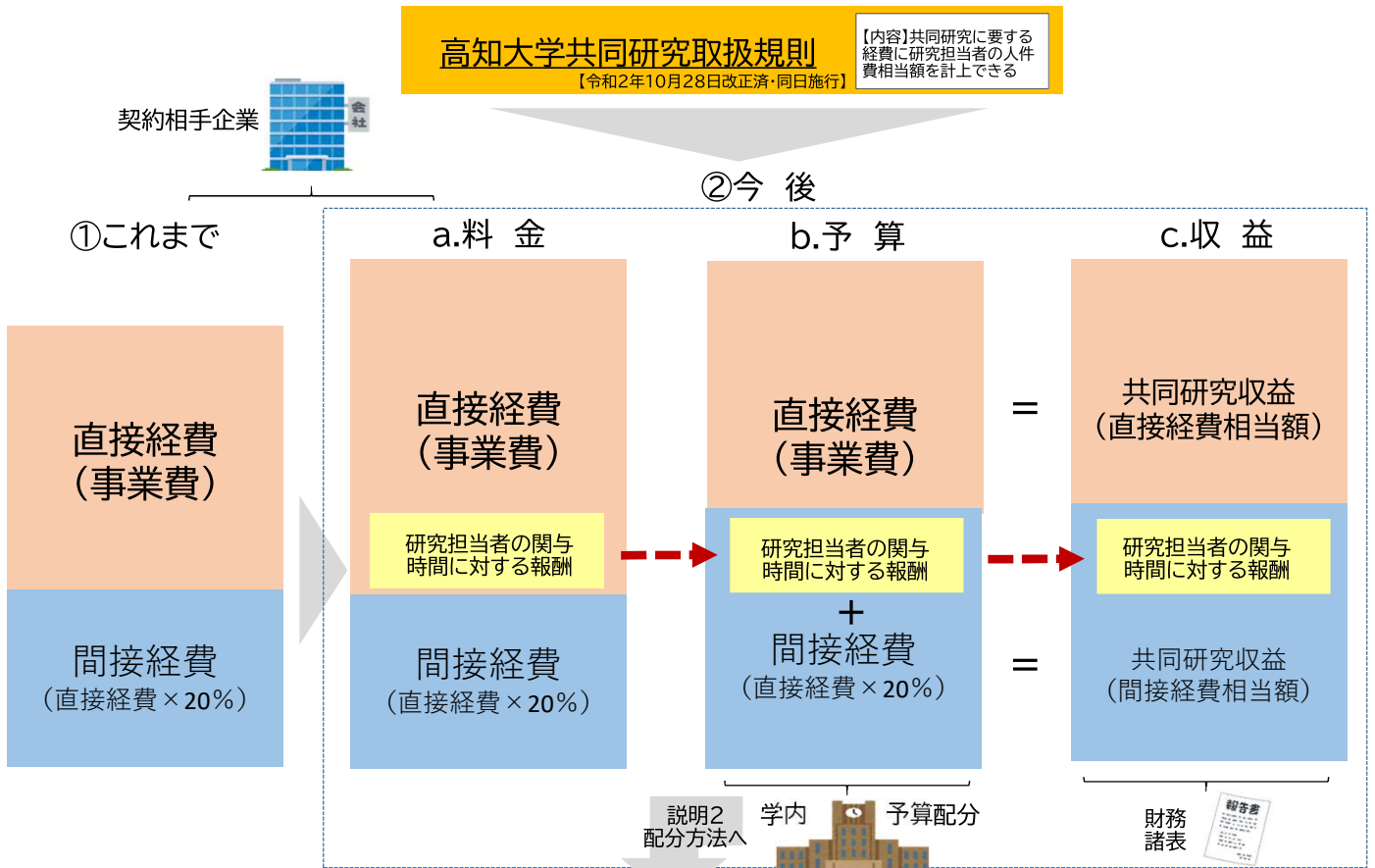
【変更契約】 変更後の研究開始日が令和 2 年 11 月 1 日以降の経費の変更を伴う変更契約

共同研究経費の取扱いの変更について

【概要】

令和2年6月に文部科学省・経済産業省の発表した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】産学官連携を通じた価値創造にむけて」において、示された事例を参考に、本学の会計上の取扱いおよび積算人件費相当額の学内取扱いを以下のとおり定める。

1. 人件費相当額の予算・会計上の取扱い



従来からのプロジェクトに係る経費に加えて、研究担当者の関与時間に対する報酬分を、直接経費に計上する(②a)。学内予算および会計処理上は、プロジェクトに係る経費を直接経費相当額として取り扱う、一方で、収入額と直接経費相当額との差額を、予算及び決算処理上は、間接経費(収益)として取り扱う(②b,c)こととする。

2. 人件費相当額の配分方法(学内)

上記1. で直接経費に計上した研究担当者の関与時間に対する報酬(人件費相当額)を学内教員人件費に充当する。見合いの人件費相当分の経費を研究担当者の研究経費や給与と全学的な管理経費に追加配分する。

